

## 留萌市応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者の登録基準について

留萌市応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項では、「2 協力事業者の要件」及び「3 募集する特産品等」で事業者及び返礼品の条件を示しています。

返礼品として登録できる特産品等は、「3 募集する特産品等」の(1)の5条件を全て満たしていることが条件となります。

条件1 原則として、留萌市の事業者等で生産、製造、加工、商品企画又はサービスの提供がされているもの、留萌市内で栽培、採取、育成された原材料を使用しているもののいずれかに該当し、留萌市の魅力を伝えることができ、留萌市のPRにつながる要素を持つ特産品等であること。

### 【参考例】

	原材料	加工	商品企画	販売	適否
例1	市内	市外	市内	市内	○
例2	市外（国外）	市内	市内	市内	○
例3	市外	市外	市内	市内	○

※ 「原材料の栽培、採取、育成」又は「生産、製造、加工」が市内でされているものは登録可能

※ 市内の事業者が商品企画を行った商品は登録可能。

ただし、商品パッケージに他自治体名が表示されているなど、留萌市の魅力発信・PRに繋がらない場合は登録不可。

	原材料	加工	商品企画	販売	適否
例4	市外	市外	市外	市内	×

※ サービスの提供とは、市内での宿泊や体験などを指すものとします。

よって、市内事業者が販売のみに関与する商品は、原則として登録不可

### 【特記事項】

※ 魚介類等は、原則として、留萌沖で漁獲され、留萌市内で水揚げされることをもって、採取したものと判断します。

※ 原材料は、主たる原材料を指すものとします。

※ あきらかに換金性の高いもの（転売しやすいもの）など、ふるさと納税の趣旨に合致しないと判断するものは、特産品等は登録不可とします。